

賀茂圏域における地域包括ケアシステムの構築と広域連携について

(賀茂健康福祉センター)

1 目的

賀茂圏域では、平成 25 年度から在宅医療と介護の連携を進めるための在宅医療連携拠点推進事業を展開しています。

平成 26 年 6 月には医療・介護総合確保推進法「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。

その結果、平成 30 年 4 月には、地域包括ケアシステムが全国すべての市町村において、一律、事業実施することとなりました。

これを受け、今年度から、市町、在宅医療連携拠点病院、賀茂健康福祉センター等による「賀茂圏域保健・医療・福祉戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を立ち上げ、賀茂圏域の実状を踏まえた地域包括ケアシステム構築を推進しています。

今後システム構築を進める中で、当圏域での限られた医療機関、介護サービス、またそれを支える人材などを考えると、各市町単独での事業運営には難しさも予想され、広域での連携を視野に入れた検討を提案する。

【市町への権限移譲スケジュール】

- ・ 平成 28 年 4 月 小規模デイ（定員 18 人以下）が地域密着型サービスへ移行
- ・ 平成 29 年 4 月 介護予防（訪問、通所）から新日常生活総合支援事業へ移行
- ・ 平成 30 年 4 月 居宅介護支援事業所の指定権限が市町へ移行

2 戦略会議での検討内容

- (1) 地域包括ケアシステム構築に向けた関係機関の調整
- (2) 医療及び介護の需要と供給等の分析
- (3) 地域包括ケアシステムのエリアと構築形態の検討
- (4) 住民及び関係者への周知・研修会等事業の調整

- 開催状況 第 1 回 平成 27 年 4 月 27 日
第 2 回 " 8 月 24 日

3 在宅医療連携拠点推進事業

- ・ 第 3 次地域医療再生計画（平成 24 年度補正）
- ・ 在宅医療連携拠点と協議会（平成 26・27 年度実施）

在宅医療連携拠点 (実施主体)	協議会名称	対象地区
下田メディカルセンター	下田・南伊豆地区 在宅医療介護連携推進協議会	下田市 南伊豆町
伊豆今井浜病院	伊豆今井浜病院 在宅医療連携推進協議会	東伊豆町 河津町
西伊豆健育会病院	花と夕陽ねっと	松崎町 西伊豆町

4 平成 27 年度「地域医療を考える月間」での公開シンポジウムの開催予定

平成 27 年 9 月 9 日(水) 午後 6 時から 下田市民文化会館

地域包括ケアシステムの構築

病気になったら…
医療



病院：
急性期、回復期、慢性期



通院・入院

日常の医療：

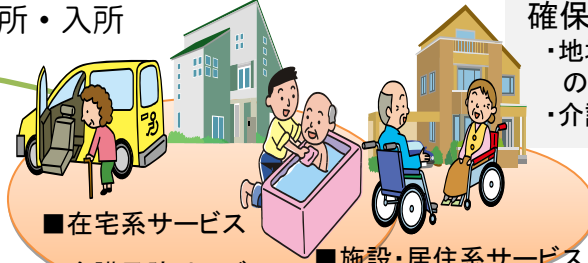
- ・かかりつけ医、有床診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療、薬局

地域医療構想の策定
病床機能報告制度
地域医療介護総合
確保基金(医療分)
・医療提供体制の再構築
・在宅医療の推進
・医療従事者の確保・養成

地域支援事業
在宅医療・介護連携推進事業
認知症施策推進事業

介護が必要になったら…
介護

通所・入所



- 在宅系サービス
- 介護予防サービス
- 施設・居住系サービス

地域医療介護総合
確保基金(介護分)
・地域密着型サービス
の整備に対する助成
・介護従事者の確保

住まい



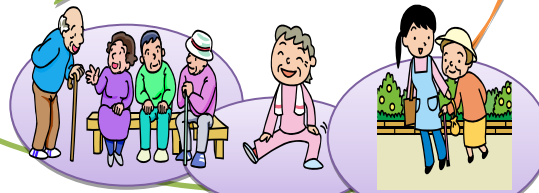
- ・自宅
- ・サービス付き高齢者向け住宅等

地域支援事業
地域ケア会議推進事業

ケアマネジャー

※ 地域包括ケアシステムは、
おおむね30分以内に必要な
サービスが提供される日常生活
圏域(具体的には中学校
区)を単位として想定

いつまでも元気に暮らすために…
生活支援・介護予防



老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等

◎地域包括支援センター H18～

- ① 総合相談
- ② 権利擁護
- ③ 介護予防ケアマネジメント
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域医療介護総合確保基金(介護分)
地域包括ケア構築に携わる広域的人材育成

地域支援事業 生活支援体制整備事業

賀茂管内の地籍調査事業の現状と課題

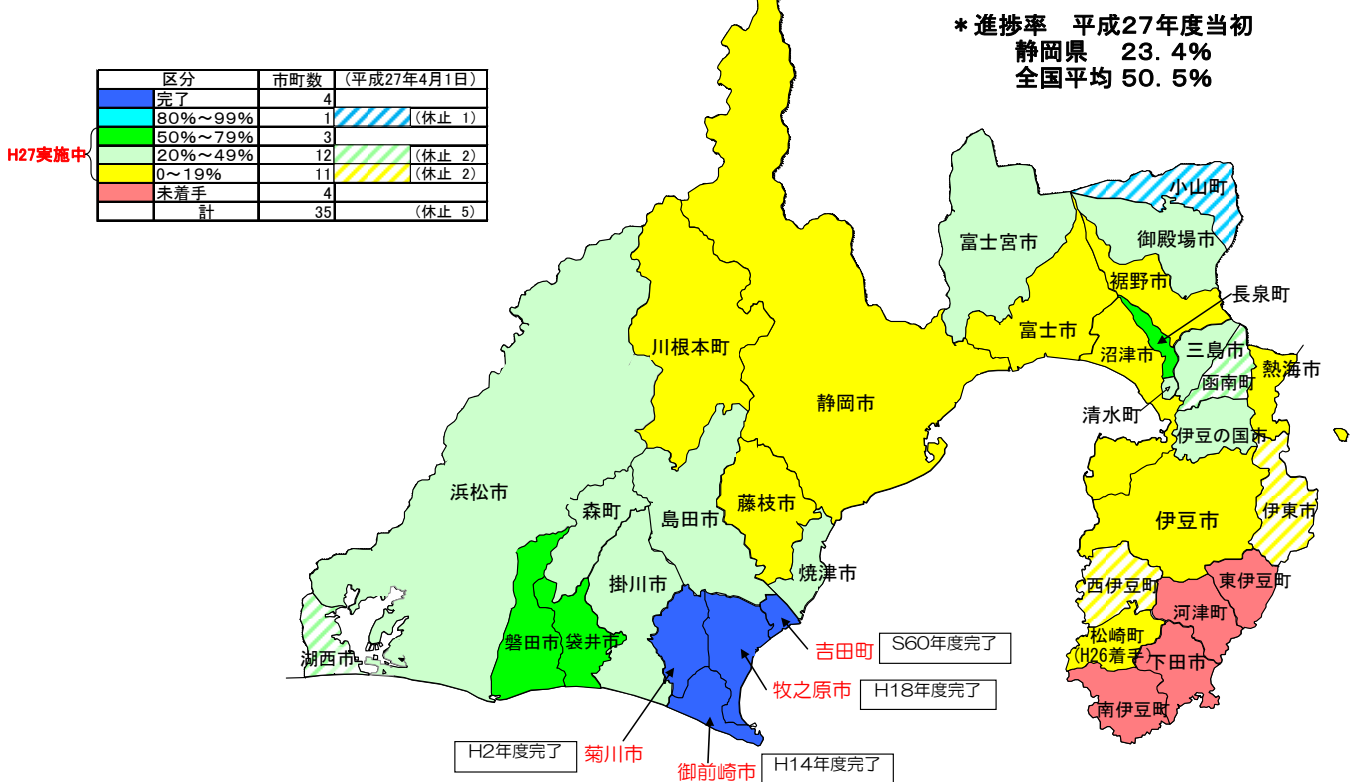
(交通基盤部農地局)

1 地籍調査事業の現状

本県の地籍調査の進捗率は、平成 26 年度末で 23.4%と全国の 50.5%と比較して大幅に遅れています。

また、県内の地籍調査未着手及び休止は 9 市町ですが、そのうち 5 市町が賀茂農林管内となっています。

静岡県地籍調査市町別進捗状況図 (平成27年度)



2 事業効果と推進の必要性

○ なぜ、地籍調査を急ぐのか

賀茂管内は高齢化率が非常に高く (県平均 26.8%)、40%を超えています。また、土地の境界がわからない不在地主が年々増加します。

土地境界の調査に必要な「人証」や「物証」は、時間が経過すればするほど失われ、調査が困難となります。

順位	市町名	高齢化率
1	西伊豆町	45.5%
2	川根本町	45.0%
3	熱海市	43.5%
4	南伊豆町	41.9%
5	松崎町	41.4%
6	東伊豆町	39.9%
7	伊東市	38.1%
8	河津町	38.0%
9	下田市	37.8%
	県平均	26.8%

【土地境界をめぐるトラブルの事例】



①土地を購入し、改めて測ってみたら登記簿の面積と違ってました。



②塀をつくり替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



③相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

○ 迅速な震災復旧・復興は可能か

今年の6月には、レベル1津波の新想定高が公表されました。

伊豆半島は海岸沿いに中心街や集落が集中しているため、津波による倒壊・浸水被害が危惧されます。

M8級の地震が発生したら・・・津波高は？ 浸水域は？
新たな津波予想高は、最大で2倍以上の大幅上昇

新L1			L1 (第4次想定)			L2	
市町名	津波高 (m)	浸水域 (km ²)	市町名	津波高 (m)	浸水域 (km ²)	津波高 (m)	
東伊豆町	4	0.2	東伊豆町	3	0.1	14	
河津町	4	0.1	河津町	4	0.1	13	
下田市	11	1.8	下田市	9	1.4	33	
南伊豆町	15	1.5	南伊豆町	7	0.8	26	
松崎町	12	1.2	松崎町	8	0.8	16	
西伊豆町	9	1.6	西伊豆町	7	1.2	15	

復旧・復興の第一歩は地籍図の作成から

道路、ライフライン等の復旧には正確な地籍図がないと境界の復元ができず、用地買収、事業申請及び工事着手できません。不正確な公図では手戻りが発生します。

震災復旧・復興への地籍調査の効果

【宮古市】 地籍調査進捗率: 37% (岩手県全体83%)、人口: 5.8万人 H26.4現在

地籍調査実施済

被災地から高台の造成地に集団移転

移転先造成地

被災地(被災直後)

仮に未実施だった場合

用地調査期間

実施: 490日 (250日(約8ヶ月)以上 遅延(約1.5倍))

未実施: 740日以上

移転先となる高台造成地の境界測量に多くの日数が必要

用地調査費用

実施: 2,890万円 (1,820万円以上 増大(約1.6倍))

未実施: 4,710万円以上

地籍調査成果の活用により、8ヶ月以上の日数短縮と約1,820万円以上の経費縮減効果！

大規模災害が発生した場合に、早期の復旧・復興が可能！

自然災害そのものを防ぐことは難しくても、地籍調査を実施することにより減災や被災時の復興・復旧を早めることは可能です。

「杭を残して、悔いを残さず！！」

燃料（ガソリン等）の確保対策

（賀茂振興局危機管理課）

（要 旨）

大規模災害では、広域にわたる停電が想定されるが、給油所のポンプが稼働せず、市町庁舎等の非常用電源や救急車輛・道路啓開車両の燃料供給に支障が生ずる。こうした事態に備えるため、停電時における燃料供給の対策が必要となる。

1 現状・課題

(1) 災害時の緊急車両等への燃料供給に関する協定

協定がない市町が2町となっている。

	協定数	相手先	内容
下田市	1	サガミシード(株)	災害時における石油製品等の優先供給(注)
東伊豆町	6	(株)クリタほか	災害時等における燃料の優先供給
河津町	0		
南伊豆町	0		
松崎町	1	(株)大宮	災害時における石油製品等の優先供給
西伊豆町	2	伊豆太陽農協ほか	緊急発電に必要な燃料供給
合計	10		

※下田市の協定には、下田市消防本部の車輛への燃料供給を含む。

※静岡県は、公用車について静岡県石油業協同組合と優先供給の協定を締結している。

※静岡県警は、県警車輛の燃料単価契約において、優先供給事項を設けている。

(2) 賀茂管内の給油所、浸水想定区域外給油所、非常用発電設備を備える給油所

賀茂管内には、非常用発電設備を備え、かつ津波浸水想定区域外のガソリンスタンドは3箇所となっている。

	給油所	浸水想定区域外にある給油所		
		非常用発電設備がある給油所	ガソリン備蓄量 (kℓ)	
下田市	11	1	0	0
東伊豆町	7	6	1	45.0
河津町	7	6(5)	1	39.5
南伊豆町	6	5	0	0
松崎町	4	1	1	20.0
西伊豆町	4	0	0	0
合計	39	19(18)	3	104.5

※浸水想定は、H27.6発表のL1。()はL2想定

2 対応

(1) 協定の締結促進

各市町で燃料の優先供給が得られるよう協定の締結等、体制を整備する必要がある。

(2) 非常用電源の確保

停電時でも供給が受けられるよう各市町で非常用電源設備を整備する必要がある。資機材の設置について、県の緊急地震・津波対策交付金を活用して市町を支援していく。

<資機材整備例>

単位:千円

整備機材名	事業費
非常用発電機	400
配電盤等	600
合計	1,000

市町が、浸水区域外のガソリンスタンドに対して非常用発電機と配電盤の整備費用を助成する場合、新たなL1想定
の公表を受け、緊急の対応として、本年度に限り 1/2 の交付率を適用する。(審査会事業)